

第 13 回議会運営活性化推進協議会 協議概要

- 1 日 時 令和 2 年 10 月 5 日 (月)
午前 9 時 57 分から 10 時 54 分まで
- 2 会 場 議事堂 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 (委 員) 岩井委員長、段木副委員長、
鷺見委員、石川委員、阿部委員、植草委員、小川委員、
麻生委員、白鳥委員、三瓶委員、桜井 (秀) 委員、
森山委員、近藤委員、中村委員、福永委員
(オブザーバー) 松井議員
(事務局) 深山事務局長 他 12 人
- 4 傍聴者 (議 員) 伊藤 (隆) 議員、渡辺議員、柊澤議員
(報道関係) 1 人
(一般傍聴者) なし
- 5 協議事項及び協議結果
※前回に引き続き、文書共有システムの試行運用を以下のとおり実施した。
 - ・委員個人所有のタブレット及びスマートフォン、事務局から貸与したタブレットにより、会議資料を閲覧しながら協議を進めた。
 - ・タブレット等により会議資料を閲覧する委員には、紙資料を配付せずに協議を進めた。

(1) 一般質問のあり方について

<協議内容>

これまでの協議内容を踏まえ整理した一般質問のあり方の各課題について、順次協議を行った。

ア 「持ち時間」に関すること

<主な意見>

- ・提案した立場として、背景には一括と一問一答の質問と答弁時間に関きがあることからである。質問時間に関する協議の際にあわせて協議し、合意点が見出だせればそれでもよいのではないか。
- ・会派としては、会派制のメリットを生かすべきと発言したわけではなく、非交渉会派や無所属議員から、持ち時間に関する不公平感についての意見がなければ、現状のままでよいだろうというスタンスである。

イ 「質問時間」に関すること (※その他、一般質問のあり方に関することも含めて協議)

<各会派の検討結果>

- ・現状どおりでよい。
- ・一括も一問一答と同様に最大 40 分、答弁を含めて 60 分を目安としてはどうか。

- ・資料１の２（１）「一括と一問一答で質問の質問時間の限度が異なっていること。」を議論していけば合意できるのではないかと考えている。ただし、喫緊の課題かどうかということでは会派内で意見が分かれた。
- ・一括と一問一答の質問時間を削り帳尻を合わせるということではなく、時間の保障をきっちり確保して使うことが必要だと思う。質問時間が多、少ないというところだけで議論するのはいかなものか。

<主な意見>

- ・現状では、例えば１分質問をして残りの時間は全て持論を述べることも可能である。一括質問のルールが明確になっていないので、議論をしていただきたい。
- ・前置きは３分ぐらいを目安、説明資料はあくまでも補足的なものであるなど、暗黙のルールはできていると思う。明確なルールとするのではなく、議長の議事進行権に任せて運用していくのがポイントではないか。
- ・質問で何か問題があった場合は、議員からも議事進行をかけることができる。それを受けて、議運の理事会等しかるべきところで協議を行い、ルールをつくり、先例集に掲載する流れになるのではないか。しかしながら発言の自由が大切、四角四面のルールを作るのではなく、議長の采配に任せたいと思う。
- ・議員の発言権は最大限保障されるべきである。ルールは、事例が積み重なり、必要が生ずれば先例集に載せていけばよいのではないか。しかし、その前に、先人たちが作ってきたルールを原則として守れば、対応できるのではないか。
- ・議員になって２０年くらい経つが、そのような問題（質問１分で残りの時間は持論を述べる）は起きていない。そのような事例が増えてきて問題があればその都度対応するということで、しばらくはよいのではないか。

<協議結果>

持ち時間は現状維持とするが、質問時間については、正副委員長において、これまでの意見を整理したものを、次回会議において提示し、検討を進めることとなった。

（２）委員会運営の活性化について

<協議内容>

事務局から平成２９年度以降の常任委員会の年間所管事務調査等、議案審査を除く活動状況の説明がなされ、その後、協議を行った。

<主な意見>

- ・委員会の機能強化はもちろんであるが、コロナ禍で、ＩＴを活用したオンライン会議も含め、参集しなくても済む会議のあり方、視察先に行か

なくても調査研究ができるような手法についても工夫が必要ではないか。

- ・SNSなどを含めた市民への情報発信についての議論を期待しており、会派からも意見をしっかり出していきたい。

＜協議結果＞

会派へ持ち帰りとなり、委員会運営の活性化に関する課題について、所管事務調査の強化、ICTの活用による運営、活動の周知方法など幅広く検討した上で、次回会議において報告し、整理していくこととなった。

（３）その他

事務局から議会のICT化について、３点報告があった。

- ① １１月から全員協議会室と５つの委員会室にモバイルルーターを設置し、Wi-Fi環境を整備する。
- ② 会議資料を電子化した上でSideBooksに格納し、議員が閲覧しながら会議を進めることができるよう、第４回定例会からSideBooksの試行運用を開始する。試行運用の詳細については、次回会議で説明する。
- ③ 会議終了後に、全議員が保有する端末の状況についてのアンケートを実施する。

（４）次回の開催日程について

令和２年１１月１１日（水）午後１時から開催することとした。